

青森県報

第八百七十七号

令和七年
二月十七日
(月曜日)

令和七年二月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

目 次

告 示

- 令和六年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領(財政課) ……一
 - 令和六年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領(同) ……三
 - 喀痰吸引等業務を行う必要がなくなった旨の届出(高年齢福祉課) ……四
 - 特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出(同) ……四
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出(福祉課) ……五
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退(同) ……五
 - 都市計画事業の変更の認可(都市計画課) ……五
 - 右 同 ……五
- 出先機関
- 道路の位置の指定(上北地域民局) ……六

告 示

青森県告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき令和六年十二月二十六日専決処分した令和六年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領は、次のとおりである。

令和6年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）

令和6年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,216,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ711,232,074千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
6	地 方 交 付 税	216,486,690	356,000	216,842,690
1	地 方 交 付 税	216,486,690	356,000	216,842,690
10	国 庫 支 出 金	108,708,811	860,153	109,568,964
2	国 庫 補 助 金	64,397,224	860,153	65,257,377
歳 入 合 計		710,015,921	1,216,153	711,232,074
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総 務 費	34,234,076	860,153	35,094,229
7	防 災 費	6,940,372	860,153	7,800,525
3	民 生 費	111,414,848	356,000	111,770,848
1	社 会 福 祉 費	62,172,148	356,000	62,528,148
歳 出 合 計		710,015,921	1,216,153	711,232,074

青森県告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき令和七年一月十五日専決処分した令和六年度青森県一般会計補正予算（専決第三号）の要領は、次のとおりである。

令和七年二月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

令和6年度青森県一般会計補正予算（専決第3号）

令和6年度青森県一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,265,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ713,497,074千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
6	地方交付税	216,842,690	755,000	217,597,690
1	地方交付税	216,842,690	755,000	217,597,690
10	国庫支出金	109,568,964	1,510,000	111,078,964
2	国庫補助金	65,257,377	1,510,000	66,767,377
歳 入 合 計		711,232,074	2,265,000	713,497,074
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
8	土木費	70,771,636	2,265,000	73,036,636

2 道 路 橋 梁 費	42,406,982	2,265,000	44,671,982
歳 出 合 計	711,232,074	2,265,000	713,497,074

青森県告示第七十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の六第二項の規定により、次の登録喀痰吸引等事業者から喀痰吸引等業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和七年二月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

〇二五〇〇七六	シニアエール株式会社	青森市松原一丁目五の四	住宅型有料老人ホーム ウェルステージ	青森市桜川六丁目六の二	令和七・三・二	住宅型有料老人ホーム
---------	------------	-------------	--------------------	-------------	---------	------------

青森県告示第七十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和七年二月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

〇三〇〇二一四	シニアエール株式会社	青森市松原一丁目五の四	住宅型有料老人ホーム ウェルステージ	青森市桜川六丁目六の二	令和七・三・二	住宅型有料老人ホーム
---------	------------	-------------	--------------------	-------------	---------	------------

青森県告示第八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和七年二月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	医療法人芙蓉会芙蓉会病院	青森市雲谷字山吹九三の一	令和七・四・一
変更後	医療法人芙蓉会こころのケアセンターふよう		

青森県告示第八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年二月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
I & 日野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	令和七・二・二六
つがる薬局店	五所川原市川端町三の四	〃

青森県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、黒石都市計画公園事業の事業計画の変更を令和七年二月五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年二月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 施行者の名称
黒石市
- 二 都市計画事業の種類
黒石都市計画公園事業（三・三・一号 中央防災公園）
- 三 事業施行期間
令和六年二月二十八日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
黒石市道北町地内
 - 2 使用の部分
変更なし

青森県告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を令和七年二月七日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年二月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 施行者の名称
八戸市
- 二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（六・五・一 号 長根公園）

三 事業施行期間

平成二十六年四月十四日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

出 先 機 関

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月十七日

上北地域県民局長 千葉 健 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市西二十三番町二六 七の六	七〇・九七メート ル	六・〇〇メートル	令和 七・三・四 年月日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭